新潟県

新潟県報

発行　新潟県
号外 2
平成26年10月24日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

規　　則

58　次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（児童家庭課）

59　新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

訓　　令

18　新潟県事務決裁規程の一部改正（人事課）

19　新潟県財務規則第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正(出納局管理課)

告　　示

1473　知事がその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明の一部改正（財政課）

1474　新潟県指定金融機関等事務取扱規程の一部改正（出納局管理課）

規　　則

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成26年10月24日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

新潟県規則第58号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（新潟県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正）

第１条　新潟県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和46年新潟県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則	新潟県母子及び寡婦福祉法施行細則
（趣旨） **第１条**　この規則は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）の規定に基づき、毎年度予算の範囲内で貸し付ける母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この規則は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）の規定に基づき、毎年度予算の範囲内で貸し付ける母子福祉資金及び寡婦福祉資金について必要な事項を定めるものとする。
（貸付けの申請） **第２条**　法第13条第１項、法第31条の６第１項、法第32条第１項又は法附則第３条第１項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書（別記第１号様式）を知事に提出しなければならない。 ２・３　（略）	（貸付けの申請） **第２条**　法第13条第１項（法第32条第１項において準用する場合を含む。）又は法附則第３条第１項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、母子・寡婦福祉資金貸付申請書（別記第１号様式）を知事に提出しなければならない。 ２・３　（略）
第３条　法第14条（法第31条の６第４項及び法第32条第４項において準用する場合を含む。）の規定により資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。 ２　（略）	**第３条**　法第14条（法第32条第３項において準用する場合を含む。）の規定により資金の貸付けを受けようとする母子福祉団体は、母子・寡婦福祉資金貸付申請書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。 ２　（略）
（借用書の提出） **第５条**　前条の規定による貸付決定の通知を受けた第２条第１項の申請者は、速やかに母子・父子・寡婦福祉資金借用書（別記第14号様式）を知事に提出しなければならない。 ２・３　（略） ４　前条の規定による貸付決定の通知を受けた第３条第１項の申請者は、速やかに連帯借主の連署し	（借用書の提出） **第５条**　前条の規定による貸付決定の通知を受けた第２条第１項の申請者は、速やかに母子・寡婦福祉資金借用書（別記第14号様式）を知事に提出しなければならない。 ２・３　（略） ４　前条の規定による貸付決定の通知を受けた第３条第１項の申請者は、速やかに連帯借主の連署し

た母子・父子・寡婦福祉資金借用書（別記第15号様式）を知事に提出しなければならない。

5　（略）

（貸付金の増額申請）

第６条　現に修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者が、その貸付金の額が令第７条第３号から第５号まで若しくは第８号、令第31条の５第３号から第５号まで若しくは第８号又は令第36条第３号から第５号まで若しくは第８号に規定する限度額に満たない場合において特別の理由により増額を必要とする場合には、その限度額の範囲内において貸付金の増額を申請することができる。

2　前項の規定により貸付金の増額を申請しようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金増額貸付申請書（別記第17号様式）を知事に提出しなければならない。

3　（略）

（据置期間の延長）

第６条の２　令第８条第５項、令第31条の６第５項又は令第37条第５項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書（別記第17号様式の２）を知事に提出しなければならない。

（貸付金の辞退又は減額）

第７条　（略）

2　前項の申出をしようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付辞退（減額）申出書（別記第18号様式）を知事に提出しなければならない。

（償還免除の申請等）

第８条　法第15条第１項（法第31条の６第５項又は法第32条第５項において準用する場合を含む。）の規定により償還の免除を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書（別記第19号様式）を知事に提出しなければならない。

2　令第19条第１項（令第31条の７又は令第38条において準用する場合を含む。）の規定により償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書（別記第20号様式）を知事に提出しなければならない。

3　令第８条第３項ただし書、令第31条の６第３項ただし書又は令第37条第３項ただし書の規定により貸付金の繰上償還をしようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書（別記第21号様式）を知事に提出しなければならない。

4　第５条に規定する借用書に記載した償還方法及び償還期間を変更しようとする者は、母子・父子

た母子・寡婦福祉資金借用書（別記第15号様式）を知事に提出しなければならない。

5　（略）

（貸付金の増額申請）

第６条　現に修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者が、その貸付金の額が令第７条第３号から第５号まで若しくは第８号又は令第36条第３号から第５号まで若しくは第８号に規定する限度額に満たない場合において特別の理由により増額を必要とする場合には、その限度額の範囲内において貸付金の増額を申請することができる。

2　前項の規定により貸付金の増額を申請しようとする者は、母子・寡婦福祉資金増額貸付申請書（別記第17号様式）を知事に提出しなければならない。

3　（略）

（据置期間の延長）

第６条の２　令第８条第５項（令第37条第２項において準用する場合を含む。）又は第６項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書（別記第17号様式の２）を知事に提出しなければならない。

（貸付金の辞退又は減額）

第７条　（略）

2　前項の申出をしようとする者は、母子・寡婦福祉資金貸付辞退（減額）申出書（別記第18号様式）を知事に提出しなければならない。

（償還免除の申請等）

第８条　法第15条第１項（法第32条第４項において準用する場合を含む。）の規定により償還の免除を受けようとする者は、母子・寡婦福祉資金償還免除申請書（別記第19号様式）を知事に提出しなければならない。

2　令第19条第１項（令第38条において準用する場合を含む。）の規定により償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書（別記第20号様式）を知事に提出しなければならない。

3　令第８条第３項ただし書（令第37条第２項において準用する場合を含む。）の規定により貸付金の繰上償還をしようとする者は、母子・寡婦福祉資金繰上償還申出書（別記第21号様式）を知事に提出しなければならない。

4　第５条に規定する借用書に記載した償還方法及び償還期間を変更しようとする者は、母子・寡婦

・寡婦福祉資金償還方法等変更承認申請書（別記第22号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（貸付けの停止理由の発生届出）

第10条　貸付金の貸付けを受けた者（以下「借主」という。）は、令第12条（令第31条の７又は令第38条において準用する場合を含む。）に規定する貸付けの停止理由（借主及び連帯借主の死亡の場合を除く。）が発生したときは、母子・父子・寡婦福祉資金貸付停止理由発生届（別記第25号様式）により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（その他の諸届出）

第11条　（略）

２　（略）

３　借主たる母子・父子福祉団体は、次に掲げる各号の一に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める書類により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 貸付けの対象となつた事業の内容を変更し、又は当該事業を休止し、若しくは廃止したとき　母子・父子福祉団体事業変更届（別記第31号様式）

(2) 理事を変更したとき　母子・父子福祉団体理事変更届（別記第32号様式）

(3) 主たる事務所の所在地若しくは名称を変更したとき又は代表者の住所若しくは氏名に変更があつたとき　母子・父子福祉団体名称等変更届（別記第33号様式）

別記

第１号様式（第２条関係）

（表）

母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書	
（略）	
配偶者のない女子又は男子となつた理由等	死亡（病死、交通事故、その他）・未婚の母又は父・離婚・生死不明・遺棄・海外在留・精神身体障害・法令拘禁
（略）	

（裏）

（略）
母子 新潟県父子福祉資金　資金の貸付けを 寡婦 受けたいので、関係書類を添えて上記のとおり

福祉資金償還方法等変更承認申請書（別記第22号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（貸付けの停止理由の発生届出）

第10条　貸付金の貸付けを受けた者（以下「借主」という。）は、令第12条（令第38条において準用する場合を含む。）に規定する貸付けの停止理由（借主及び連帯借主の死亡の場合を除く。）が発生したときは、母子・寡婦福祉資金貸付停止理由発生届（別記第25号様式）により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（その他の諸届出）

第11条　（略）

２　（略）

３　借主たる母子福祉団体は、次に掲げる各号の一に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める書類により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 貸付けの対象となつた事業の内容を変更し、又は当該事業を休止し、若しくは廃止したとき　母子福祉団体事業変更届（別記第31号様式）

(2) 理事を変更したとき　母子福祉団体理事変更届（別記第32号様式）

(3) 主たる事務所の所在地若しくは名称を変更したとき又は代表者の住所若しくは氏名に変更があつたとき　母子福祉団体名称等変更届（別記第33号様式）

別記

第１号様式（第２条関係）

（表）

母子・寡婦福祉資金貸付申請書	
（略）	
配偶者のない女子となつた理由等	死亡（病死、交通事故、その他）・未婚の母・離婚・生死不明・遺棄・海外在留・精神身体障害・法令拘禁
（略）	

（裏）

（略）
母子 新潟県寡婦福祉資金　資金の貸付けを 受けたいので、関係書類を添えて上記のとおり

申請します。
（略）
（略）

注　１・２　（略）
３　「他の借入金の状況」の欄は、県以外の者からの借入金及び母子・父子・寡婦福祉資金による他の貸付金をもれなく記入すること。
４～６　（略）

第２号様式（第２条関係）

事業開始計画書

（略）
母子・父子・寡婦福祉資金
（略）

第３号様式（第２条関係）

事業継続計画書

（略）
母子・父子・寡婦福祉資金
（略）

第６号様式（第２条関係）

住宅計画書　（表）

（略）
母子・父子・寡婦福祉資金
（略）

（裏）

（略）

第９号様式（第２条関係）

同意書（貸付申請）

（略）
下記の者は、今般母子・父子福祉資金　　資金の貸付けを申請しておりますが、私はこれに同意します。
（略）

第10号様式（第３条関係）

（表）

母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書（団体貸付用）

（略）

申請します。
（略）
（略）

注　１・２　（略）
３　「他の借入金の状況」の欄は、県以外の者からの借入金及び母子寡婦福祉資金による他の貸付金をもれなく記入すること。
４～６　（略）

第２号様式（第２条関係）

事業開始計画書

（略）
母子・寡婦福祉資金
（略）

第３号様式（第２条関係）

事業継続計画書

（略）
母子・寡婦福祉資金
（略）

第６号様式（第２条関係）

住宅計画書　（表）

（略）
母子・寡婦福祉資金
（略）

（裏）

（略）

第９号様式（第２条関係）

同意書（貸付申請）

（略）
下記の者は、今般母子福祉資金　　資金の貸付けを申請しておりますが、私はこれに同意します。
（略）

第10号様式（第３条関係）

（表）

母子・寡婦福祉資金貸付申請書（団体貸付用）

（略）

法に定める配偶者のない女子又は男子であつて現に児童を扶養している者

貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち、法に定める配偶者のない女子又は男子であつて現に児童を扶養している者の住所・氏名及び家庭の状況

母子・父子・寡婦福祉資金借入金

（裏）

（略）

母子・父子・寡婦福祉資金として　　資金を　年間借用したいので別紙関係書類を添えて申請します。

（略）

（略）

第14号様式（第５条関係）

（略）

母子・父子・寡婦福祉資金借用書

（略）

ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

（略）

第15号様式（第５条関係）

（略）

母子・父子・寡婦福祉資金借用書

（略）

ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い相違なく償還します。

（略）

第16号様式（第５条関係）

法に定める配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者

貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち、法に定める配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者の住所・氏名及び家庭の状況

母子・寡婦福祉資金借入金

（裏）

（略）

母子・寡婦福祉資金として　　資金を　年間借用したいので別紙関係書類を添えて申請します。

（略）

（略）

第14号様式（第５条関係）

（略）

母子・寡婦福祉資金借用書

（略）

ついては、母子及び寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

（略）

第15号様式（第５条関係）

（略）

母子・寡婦福祉資金借用書

（略）

ついては、母子及び寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い相違なく償還します。

（略）

第16号様式（第５条関係）

同意書（借用書）

（略）

下記の者は、　　年　　月　　日母子・父子福祉資金の貸付けについて金　　円の貸付決定を受け、今般借用書を提出しておりますが、私はこれに同意します。

（略）

第17号様式（第６条関係）

母子・父子・寡婦福祉資金増額貸付申請書

（略）

第17号様式の２（第６条の２関係）

母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書

（略）

第18号様式（第７条関係）

母子・父子・寡婦福祉資金貸付辞退（減額）申出書

（略）

第19号様式（第８条関係）

母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書

（略）

第20号様式（第８条関係）

母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書

（略）

第21号様式（第８条関係）

母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書

（略）

第22号様式（第８条関係）

母子・父子・寡婦福祉資金償還方法等変更承認申請書

（略）

第25号様式（第10条関係）

母子・父子・寡婦福祉資金貸付停止理由発生届

（略）

第31号様式（第11条関係）

母子・父子福祉団体事業変更届

（略）

第32号様式（第11条関係）

母子・父子福祉団体理事変更届

（略）

第33号様式（第11条関係）

同意書（借用書）

（略）

下記の者は、　　年　　月　　日母子福祉資金の貸付けについて金　　円の貸付決定を受け、今般借用書を提出しておりますが、私はこれに同意します。

（略）

第17号様式（第６条関係）

母子・寡婦福祉資金増額貸付申請書

（略）

第17号様式の２（第６条の２関係）

母子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書

（略）

第18号様式（第７条関係）

母子・寡婦福祉資金貸付辞退（減額）申出書

（略）

第19号様式（第８条関係）

母子・寡婦福祉資金償還免除申請書

（略）

第20号様式（第８条関係）

母子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書

（略）

第21号様式（第８条関係）

母子・寡婦福祉資金繰上償還申出書

（略）

第22号様式（第８条関係）

母子・寡婦福祉資金償還方法等変更承認申請書

（略）

第25号様式（第10条関係）

母子・寡婦福祉資金貸付停止理由発生届

（略）

第31号様式

母子福祉団体事業変更届

（略）

第32号様式

母子福祉団体理事変更届

（略）

第33号様式

母子・父子福祉団体名称等変更届 （略） 下記により、母子・父子福祉団体の名称等を変更したので、届け出ます。 （略）	母子福祉団体名称等変更届 （略） 下記により、母子福祉団体の名称等を変更したので、届け出ます。 （略）

（新潟県行政組織規則の一部改正）

第２条　新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（分掌事務） **第９条**　前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。 知事政策局～防災局　（略） 福祉保健部 福祉保健課～障害福祉課　（略） 児童家庭課 (1)～(5)　（略） (6)　母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項 (7)～(12)　（略） 産業労働観光部～出納局　（略） ２　（略）	（分掌事務） **第９条**　前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。 知事政策局～防災局　（略） 福祉保健部 福祉保健課～障害福祉課　（略） 児童家庭課 (1)～(5)　（略） (6)　母子家庭及び寡婦の福祉に関する事項 (7)～(12)　（略） 産業労働観光部～出納局　（略） ２　（略）
（名称、位置及び所管区域） **第10条**　（略） ２～４　（略） ５　第１項の規定にかかわらず、保健に関する事務（衛生に関する事務を除く。）並びに福祉に関する事務のうち母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事務についての所管区域は、次のとおりである。 （略） ６　第１項の規定にかかわらず、福祉に関する事務（母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事務を除く。）についての所管区域は、次のとおりである。 （略） ７～19　（略）	（名称、位置及び所管区域） **第10条**　（略） ２～４　（略） ５　第１項の規定にかかわらず、保健に関する事務（衛生に関する事務を除く。）並びに福祉に関する事務のうち母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務についての所管区域は、次のとおりである。 （略） ６　第１項の規定にかかわらず、福祉に関する事務（母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務を除く。）についての所管区域は、次のとおりである。 （略） ７～19　（略）
（分掌事務） **第12条**　村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。 企画振興部　（略） 健康福祉部 企画調整課 (1)～(9)　（略） (10)　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条、第31条の６又は第32条の規定による貸付金の貸付け及びその償還並びに母子家庭等の相談支援に関する事項	（分掌事務） **第12条**　村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。 企画振興部　（略） 健康福祉部 企画調整課 (1)～(9)　（略） (10)　母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条の規定による貸付金の貸付け及びその償還並びに母子家庭の相談支援に関する事項

(11)　(略)

地域保健課・衛生環境課　(略)

農林振興部・地域整備部　(略)

2　新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・県税部　(略)

健康福祉環境部

庶務課・企画調整課　(略)

地域福祉課

(1)～(7)　(略)

(8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の６又は第32条の規定による貸付金の貸付け及びその償還に関する事項

(9) 生活保護、児童福祉並びに母子家庭等及び寡婦の福祉に係る現業業務に関する事項（福祉事務所地域福祉課の所管に属する事項を除く。）

(10)～(16)　(略)

地域保健課～生活衛生課　(略)

環境センター・児童・障害者相談センター　(略)

農業振興部～地域整備部　(略)

３～９　(略)

10　上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部・県税部　(略)

健康福祉環境部

総務福祉課

(1)～(3)　(略)

(4) 第２項に規定する健康福祉環境部地域福祉課の分掌事務（生活保護、児童福祉並びに母子家庭等及び寡婦の福祉に係る現業業務に関する事項を除く。）

(5)　(略)

企画調整課～生活衛生課　(略)

環境センター・児童・障害者相談センター　(略)

農林振興部・地域整備部　(略)

11　糸魚川地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部　(略)

健康福祉部

企画調整課

(1)～(8)　(略)

(9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の６又は第32条の規定による貸付金の貸付け及びその償還並びに母子家庭等の相談支援に関する事項

(10)　(略)

(11)　(略)

地域保健課・衛生環境課　(略)

農林振興部・地域整備部　(略)

2　新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・県税部　(略)

健康福祉環境部

庶務課・企画調整課　(略)

地域福祉課

(1)～(7)　(略)

(8) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条の規定による貸付金の貸付け及びその償還に関する事項

(9) 生活保護、児童福祉並びに母子家庭及び寡婦の福祉に係る現業業務に関する事項（福祉事務所地域福祉課の所管に属する事項を除く。）

(10)～(16)　(略)

地域保健課～生活衛生課　(略)

環境センター・児童・障害者相談センター　(略)

農業振興部～地域整備部　(略)

３～９　(略)

10　上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部・県税部　(略)

健康福祉環境部

総務福祉課

(1)～(3)　(略)

(4) 第２項に規定する健康福祉環境部地域福祉課の分掌事務（生活保護、児童福祉並びに母子家庭及び寡婦の福祉に係る現業業務に関する事項を除く。）

(5)　(略)

企画調整課～生活衛生課　(略)

環境センター・児童・障害者相談センター　(略)

農林振興部・地域整備部　(略)

11　糸魚川地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部　(略)

健康福祉部

企画調整課

(1)～(8)　(略)

(9) 母子及び寡婦福祉法第13条の規定による貸付金の貸付け及びその償還並びに母子家庭の相談支援に関する事項

(10)　(略)

改正後	改正前
地域保健課・衛生環境課　（略） 農林振興部・地域整備部　（略） 12～24　（略） （組織及び分掌事務） **第29条**　新発田、三条、長岡及び南魚沼の各福祉事務所に地域福祉課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。 (1)・(2)　（略） (3) 母子家庭等及び寡婦の福祉に関する実情の把握、相談、調査及び指導に関する事項 ２・３　（略）	地域保健課・衛生環境課　（略） 農林振興部・地域整備部　（略） 12～24　（略） （組織及び分掌事務） **第29条**　新発田、三条、長岡及び南魚沼の各福祉事務所に地域福祉課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。 (1)・(2)　（略） (3) 母子家庭及び寡婦の福祉に関する実情の把握、相談、調査及び指導に関する事項 ２・３　（略）

（新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正）

第３条　新潟県福祉のまちづくり条例施行規則（平成８年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

別表第１（第２条、第６条関係）

区　分	公共的施設	特定公共的施設
建築物	（略）	
	7　社会福祉施設 (1)～(7)　（略） (8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条に規定する母子・父子福祉施設 (9)～(12)　（略）	（略）
	（略）	
（略）		

改正前

別表第１（第２条、第６条関係）

区　分	公共的施設	特定公共的施設
建築物	（略）	
	7　社会福祉施設 (1)～(7)　（略） (8) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条に規定する母子福祉施設 (9)～(12)　（略）	（略）
	（略）	
（略）		

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月24日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

新潟県規則第59号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。)に対応する次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。)が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

改　正　後	改　正　前
別表（第２条関係）	**別表**（第２条関係）
(1)～(480)の２　(略)	(1)～(480)の２　(略)
(480)の３　特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	
(480)の４　(略)	(480)の３　(略)
(480)の５　(略)	(480)の４　(略)
(480)の６　(略)	(480)の５　(略)
(481)～(585)　(略)	(481)～(585)　(略)

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

訓　令

◎新潟県訓令第18号

本　　庁
地　域　機　関

新潟県事務決裁規程（昭和35年３月新潟県訓令第８号）の一部を次のように改正し、別表第４福祉保健部児童家庭課の部及び別表第５の改正は公布の日から、その他の改正は平成26年11月25日から実施する。

平成26年10月24日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表第４（第６条関係）
（略）
福祉保健部
（略）
<table>
<tr><th colspan="2">医務薬事課</th></tr>
<tr><th>部長専決事項</th><th>課長専決事項</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>(1)～(8)　（略）
(9) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第８条の２第５項の規定により、報告された事項を公表すること。
(10) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第１項の規定により、医薬品等について廃棄、回収等の措置を採るべきことを命ずること（薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、医薬品の販売業者（配置販売業者を除く。）並びに医療機器の販売業者又は貸与業者に係るものを除く。第15号及び第15号の２において同じ。）。
(11) 医薬品、医療機</td></tr>
</table></td><td>別表第４（第６条関係）
（略）
福祉保健部
（略）
<table>
<tr><th colspan="2">医務薬事課</th></tr>
<tr><th>部長専決事項</th><th>課長専決事項</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>(1)～(8)　（略）
(9) 薬事法（昭和35年法律第145号）第８条の２第５項の規定により、報告された事項を公表すること。
(10) 薬事法第70条第１項の規定により、医薬品等について廃棄、回収等の措置を採るべきことを命ずること（薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、医薬品の販売業者（配置販売業者を除く。）並びに医療機器の販売業者又は賃貸業者に係るものを除く。第15号及び第15号の２において同じ。）。
(11) 薬事法第70条第</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

			器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第２項の規定により、職員に廃棄、回収その他の必要な処分をさせること。			２項の規定により、職員に廃棄、回収その他の必要な処分をさせること。
			(12)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第71条の規定により、医薬品等の検査を受けるべきことを命ずること（薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係るものを除く。）。			(12)　薬事法第71条の規定により、医薬品等の検査を受けるべきことを命ずること（薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係るものを除く。）。
			(12)の２　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第１項の規定により、品質管理若しくは製造販売後安全管理の方法の改善を命じ、又は業務の停止を命ずること。			(12)の２　薬事法第72条第１項の規定により、品質管理若しくは製造販売後安全管理の方法の改善を命じ、又は業務の停止を命ずること。
			(12)の３　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第２項の規定により、製造管理若しくは品質管理の方法の改善を命じ、又は業務の停止を命ずること。			(12)の３　薬事法第72条第２項の規定により、製造管理若しくは品質管理の方法の改善を命じ、又は業務の停止を命ずること。
			(13)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第３項の規定により、構造設備の改善を命じ、又は施設の使用を禁止すること（薬局製造販売医薬品の製造業者に係るものを除く。）。			(13)　薬事法第72条第３項の規定により、構造設備の改善を命じ、又は施設の使用を禁止すること（薬局製造販売医薬品の製造業者に係るものを除く。）。
			(14)　医薬品、医療機器等の品質、有効性			(14)　薬事法第72条第４項の規定により、

及び安全性の確保等に関する法律第72条第４項の規定により、構造設備の改善を命じ、又は施設の使用を禁止すること（配置販売業者及び再生医療等製品の販売業者に係るものに限る。）。 (14)の２　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条の２第２項の規定により、業務を行う体制を整備することを命ずること。 (15)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条の４第１項の規定により、業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずること。 (15)の２　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条の４第２項の規定により、条件に対する違反を是正するために必要な措置を採るべきことを命ずること。 (16)～(34)　（略）	構造設備の改善を命じ、又は施設の使用を禁止すること（配置販売業者に係るものに限る。）。 (14)の２　薬事法第72条の２第２項の規定により、業務を行う体制を整備することを命ずること。 (15)　薬事法第72条の４第１項の規定により、業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずること。 (15)の２　薬事法第72条の４第２項の規定により、条件に対する違反を是正するために必要な措置を採るべきことを命ずること。 (16)～(34)　（略）

（略）

児童家庭課	
部長専決事項	課長専決事項
（略）	(1)～(12)　（略） (13)　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条第１項、第31条の７第１項及び第33条第１項の規定により、厚生労働省令で定める便宜を供与

（略）

児童家庭課	
部長専決事項	課長専決事項
（略）	(1)～(12)　（略） (13)　母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第33条第１項の規定により、厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は供与することを委託するこ

し、又は供与することを委託すること。 (14)　母子及び父子並びに寡婦福祉法第18条（同法第31条の７第３項及び第33条第３項において準用する場合を含む。）の規定による解除をすること。 (15)　母子及び父子並びに寡婦福祉法第23条（同法第31条の７第４項及び第33条第５項において準用する場合を含む。）の規定により、事業の制限又は停止を命ずること。 (16)　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第８条第５項、第31条の６第５項及び第37条第５項の規定により、貸付金の据置期間を延長すること。 (17)　新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和46年新潟県規則第22号）第11条第２項の規定による連帯保証人の変更の承認をすること。 (18)　（略）	と。 (14)　母子及び寡婦福祉法第18条（同法第33条第２項において準用する場合を含む。）の規定による解除をすること。 (15)　母子及び寡婦福祉法第23条（同法第33条第４項において準用する場合を含む。）の規定により、事業の制限又は停止を命ずること。 (16)　母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第８条第５項（同令第37条第２項において準用する場合を含む。）及び第６項の規定により、貸付金の据置期間を延長すること。 (17)　母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和46年新潟県規則第22号）第11条第２項の規定による連帯保証人の変更の承認をすること。 (18)　（略）

（略）

農林水産部

（略）

畜産課	
部長専決事項	課長専決事項
（略）	(1)～(17)　（略） (17)の２　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条の２第２項の規定により、動物用医

（略）

農林水産部

（略）

畜産課	
部長専決事項	課長専決事項
（略）	(1)～(17)　（略） (17)の２　薬事法第72条の２第２項の規定により、動物用医薬品配置販売業務を行う体制を整備することを命ずること。

薬品配置販売業務を行う体制を整備することを命ずること。 (18)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第73条の規定により、動物用医薬品の販売業、動物用医療機器の販売業若しくは貸与業又は動物用再生医療等製品の販売業の管理者の変更を命ずること。 (19)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第74条の規定により、動物用医薬品配置販売業務の停止を命ずること。 (20)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第75条の規定により、動物用医薬品販売業者、動物用医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は動物用再生医療等製品の販売業者についてその許可の取り消し、又はその業務の停止を命ずること。 (21)・(22)　(略)	(18)　薬事法第73条の規定により、動物用医薬品の販売業又は動物用医療機器の販売業若しくは賃貸業の管理者の変更を命ずること。 (19)　薬事法第74条の規定により、動物用医薬品配置販売業務の停止を命ずること。 (20)　薬事法第75条の規定により、動物用医薬品販売業者又は動物用医療機器の販売業者若しくは賃貸業者についてその許可の取り消し、又はその業務の停止を命ずること。 (21)・(22)　(略)

(略)

(略)

別表第５（第14条の２関係）

地域振興局の健康福祉部長及び健康福祉環境部長専決事項

(1)～(23)　(略)

(24)　母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第１項、第31条の６第１項及び第32条第１項の規定による貸付けを決定すること。

(25)～(32)　(略)

(略)

(略)

(略)

別表第５（第14条の２関係）

地域振興局の健康福祉部長及び健康福祉環境部長専決事項

(1)～(23)　(略)

(24)　母子及び寡婦福祉法第13条（同法第32条第１項において準用する場合を含む。）の規定による貸付けを決定すること。

(25)～(32)　(略)

(略)

別表第６（第15条関係）

(1)～(3)　（略）

(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専　決　事　項
（略）	
保健所 次長（次長を２人置く保健所にあつては、事務職員の次長に限る。）	(1)～(8)　（略） (9) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第２項の規定による医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可の更新をすること。 (9)の２　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第４項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新をすること。 (10)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の３第１項の規定による管理医療機器の販売業又は貸与業の届出を受理すること。 (10)の２　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の５第４項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新をすること。 (11)　新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年新潟県規則第36号）第10条の規定による管理医療機器の販売業又は貸与業の届出済証の交付をすること。 (12)　（略）
（略）	
保健所 医薬予防課長（医薬予防課長を置かない保健所にあつては地域保健課	(1)～(17)　（略） (18)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第10条（同法第38条において準用する場合（配置販売業に係るものを除く。）、同法第40条第１項及び第２項において準用する場合並びに同法第40条の７第１項において準用する場

別表第６（第15条関係）

(1)～(3)　（略）

(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専　決　事　項
（略）	
保健所 次長（次長を２人置く保健所にあつては、事務職員の次長に限る。）	(1)～(8)　（略） (9) 薬事法第24条第２項の規定による医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可の更新をすること。 (9)の２　薬事法第39条第４項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新をすること。 (10)　薬事法第39条の３第１項の規定による管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出を受理すること。 (11)　新潟県薬事法施行細則（昭和36年新潟県規則第36号）第10条の規定による管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出済証の交付をすること。 (12)　（略）
（略）	
保健所 医薬予防課長（医薬予防課長を置かない保健所にあつては地域保健課	(1)～(17)　（略） (18)　薬事法第10条（同法第38条において準用する場合（配置販売業に係るものを除く。）並びに同法第40条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）の規定による休廃止等の届出を受理すること。

	長)	合を含む。)の規定による休廃止等の届出を受理すること。 (18)の２　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第１条の５第１項の規定による許可証の書換え交付をすること。 (18)の３　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第１条の６第１項の規定による許可証の再交付をすること。 (18)の４　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第１条の６第３項又は第１条の７の規定による許可証の返納を受けること。 (19)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第２条の規定による取扱処方箋数の届出を受理すること。 (20)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条第１項の規定による許可証の書換え交付をすること（配置販売業に係るものを除く。次号及び第22号において同じ。)。 (21)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条第１項の規定による許可証の再交付をすること。 (22)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条第３項又は第47条の規定による許可証の返納を受けること。 (22)の２～(22)の４　（略） (23)　新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則第３条第２項(同規則第４条第２項、第９条の２第２項、第９条の３第２項及び第11条の２第２項において準用する場合を含む。)の規定による許可事項の変更の届出を受理すること。		長)	(19)　薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第２条の規定による取扱処方せん数の届出を受理すること。 (20)　薬事法施行令第45条第１項の規定による許可証の書換え交付をすること（配置販売業に係るものを除く。次号及び第22号において同じ。)。 (21)　薬事法施行令第46条第１項の規定による許可証の再交付をすること。 (22)　薬事法施行令第46条第３項又は第47条の規定による許可証の返納を受けること。 (22)の２～(22)の４　（略） (23)　新潟県薬事法施行細則第３条第２項（同規則第４条第２項及び第９条の２第２項において準用する場合を含む。)の規定による許可事項の変更の届出を受理すること。

	(24)　新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則第３条第３項(同規則第４条第２項、第９条の２第２項、第９条の３第２項及び第11条の２第２項において準用する場合を含む。)の規定による薬局の管理者の薬局外における実務従事の廃止の届出を受理すること。 (25)　(略)		(24)　新潟県薬事法施行細則第３条第３項（同規則第４条第２項及び第９条の２第２項において準用する場合を含む。)の規定による薬局の管理者の薬局外における実務従事の廃止の届出を受理すること。 (25)　(略)
(略)		(略)	

◎新潟県訓令第19号

本　　庁
地　域　機　関

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成５年３月新潟県訓令第７号）の一部を次のように改正する。

平成26年10月24日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成５年４月１日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年３月新潟県訓令第１号）は、平成５年３月31日限り廃止する。ただし、平成４年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。
<table>
<tr><th>様式番号</th><th>名　称</th><th>規定条文</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第48号様式</td><td>納入通知書（母子・父子・寡婦福祉資金返金等用）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第48号様式の２</td><td>納入通知書（母子・父子・寡婦福祉資金返金用）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第48号様式の３</td><td>納付書（母子・父子・寡婦福祉資金返金用）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
第48号様式の２（第90条関係）
（略）
月別振替明細書
（略）
※　新潟県母子・父子・寡婦福祉資金償還金について、上記のとおり各振替日に指定預金口座から引き落とします。
なお、各振替日において、指定預金口座の残高が各月の納入金額に満たないときは、振替不能となり督促を受けるとともに違約金を納付しなければならないことになります。</td>
<td>新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成５年４月１日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年３月新潟県訓令第１号）は、平成５年３月31日限り廃止する。ただし、平成４年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。
<table>
<tr><th>様式番号</th><th>名　称</th><th>規定条文</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第48号様式</td><td>納入通知書（母子寡婦福祉資金返金等用）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第48号様式の２</td><td>納入通知書（母子寡婦福祉資金返金用）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第48号様式の３</td><td>納付書（母子寡婦福祉資金返金用）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
第48号様式の２（第90条関係）
（略）
月別振替明細書
（略）
※　新潟県母子・寡婦福祉資金償還金について、上記のとおり各振替日に指定預金口座から引き落とします。
なお、各振替日において、指定預金口座の残高が各月の納入金額に満たないときは、振替不能となり督促を受けるとともに違約金を納付しなければならないことになります。</td></tr>
</table>

告　示

◎新潟県告示第1473号

知事がその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明（平成13年２月新潟県告示第266号）の一部を次のように改正し、平成26年11月25日から実施する。

平成26年10月24日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表
(1)　（略）
(2)　福祉保健部関係
<table>
<tr><th></th><th>証　明</th></tr>
<tr><td>1
～
7</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>8</td><td><u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>第36条の８第１項の規定による登録販売者試験に係る合格証明</td></tr>
</table>
(3)～(9)　（略）</td><td>別表
(1)　（略）
(2)　福祉保健部関係
<table>
<tr><th></th><th>証　明</th></tr>
<tr><td>1
～
7</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>8</td><td><u>薬事法</u>第36条の８第１項の規定による登録販売者試験に係る合格証明</td></tr>
</table>
(3)～(9)　（略）</td></tr>
</table>

◎新潟県告示第1474号

新潟県指定金融機関等事務取扱規程（昭和57年３月新潟県告示第1006号）の一部を次のように改正する。

平成26年10月24日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（指定金融機関等の区分） **第２条**　指定金融機関等を次のように区分し、その意義及び取り扱う事務の範囲は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)　（略） (3) 取りまとめ店　指定金融機関のうち会計管理者が指定した店舗をいい、県税に係る徴収金（以下「県税徴収金」という。）、母子福祉資金貸付金返金、父子福祉資金貸付金返金及び寡婦福祉資金貸付金返金並びに児童福祉施設等に係る徴収金及び障害者支援施設等に係る徴収金（以下「県税徴収金等」という。）の口座振替の方法による収納の事務又は高等学校授業料等に係る収納の事務を取りまとめ処理する。 (4)・(5)　（略）	（指定金融機関等の区分） **第２条**　指定金融機関等を次のように区分し、その意義及び取り扱う事務の範囲は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)　（略） (3) 取りまとめ店　指定金融機関のうち会計管理者が指定した店舗をいい、県税に係る徴収金（以下「県税徴収金」という。）、母子福祉資金貸付金返金及び寡婦福祉資金貸付金返金並びに児童福祉施設等に係る徴収金及び障害者支援施設等に係る徴収金（以下「県税徴収金等」という。）の口座振替の方法による収納の事務又は高等学校授業料等に係る収納の事務を取りまとめ処理する。 (4)・(5)　（略）
（収入金等の送付区分） **第16条**　（略） ２　前項の規定にかかわらず、指定金融機関等のうち、代表店は、県税徴収金等の口座振替の方法による収入金を振替収納した日の翌々営業日に取りまとめ店へ送付し、取りまとめ店は、当該収入金を、県税徴収金並びに児童福祉施設等に係る徴収金及び障害者支援施設等に係る徴収金（以下「障害児（者）施設等費用徴収金」という。）に係る収入金にあつてはその送付を受けた日の翌々営業日に、母子福祉資金貸付金返金、父子福祉資金貸付金返金及び寡婦福祉資金貸付金返金に係る収入金にあつてはその送付を受けた日に自店の系統に属する事務集中店へ送付しなければならない。 ３　（略）	（収入金等の送付区分） **第16条**　（略） ２　前項の規定にかかわらず、指定金融機関等のうち、代表店は、県税徴収金等の口座振替の方法による収入金を振替収納した日の翌々営業日に取りまとめ店へ送付し、取りまとめ店は、当該収入金を、県税徴収金並びに児童福祉施設等に係る徴収金及び障害者支援施設等に係る徴収金（以下「障害児（者）施設等費用徴収金」という。）に係る収入金にあつてはその送付を受けた日の翌々営業日に、母子福祉資金貸付金返金及び寡婦福祉資金貸付金返金に係る収入金にあつてはその送付を受けた日に自店の系統に属する事務集中店へ送付しなければならない。 ３　（略）
別表第５（第43条関係） １・２　（略） ３　取りまとめ店が提出する報告書 名　称：（略） （略） 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返金口座振替結果報告総括表：（略）	**別表第５**（第43条関係） １・２　（略） ３　取りまとめ店が提出する報告書 名　称：（略） （略） 母子寡婦福祉資金貸付金返金口座振替結果報告総括表：（略）

（略） ４　（略） **第27号様式**（第43条関係） 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返金口座振替結果報告総括表 （略） 次のとおり母子福祉資金貸付金返金、父子福祉資金貸付金返金及び寡婦福祉資金貸付金返金の口座振替による収納分を取りまとめたので報告します。 （略）	（略） ４　（略） **第27号様式**（第43条関係） 母子寡婦福祉資金貸付金返金口座振替結果報告総括表 （略） 次のとおり母子福祉資金貸付金返金及び寡婦福祉資金貸付金返金の口座振替による収納分を取りまとめたので報告します。 （略）